

四日市市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和元年四日市市告示第512号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月14日

四日市市長 森 智 広

1 届出者

大井手一丁目南自治会

代表者の氏名 後藤 佳昌

代表者の住所 四日市市大井手一丁目2番10号

2 変更事項

旧代表者の氏名 後藤 佳昌

新代表者の氏名 後藤 佳昌

旧代表者の住所 四日市市大井手一丁目2番10号

新代表者の住所 四日市市大井手一丁目2番10号

変更の年月日

令和5年3月1日

3 変更の理由

代表者の任期満了に伴う変更（重任）

（市民生活部市民生活課）